

幼児教育 と 保育 の

無償化 スタート!

10月1日から、対象となる子どもの、幼稚園、保育園、認定こども園の各保育料の無償化が始まります。

また、保護者の就労状況などによっては、幼稚園の一時預かりや認可外保育施設なども無償化の対象となります。

問合せ先 市教委子ども課保育幼稚園係 (市役所本庁内)



うちの場合はどうなるの？

子どもの年齢は？

(平成31年4月1日時点)

対象

- 3歳から5歳児クラスの子ども
- 0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯の子ども

0～2歳

市民税非課税世帯ですか？

はい

いいえ

通っている施設は？

3歳児クラスから無償化の対象となります

3～5歳

利用している施設は？

保育所、認定こども園

利用料が無料になります

認可外保育施設など

保育の必要性の認定を受けている場合、月額42,000円まで無償

幼稚園

利用料が無料になります*

*幼稚園は、入園できる時期に合わせて、3歳になった日から無償化の対象となります。

保育所、認定こども園

利用料が無料になります

認可外保育施設など

保育の必要性の認定を受けている場合、月額37,000円まで無償

❖認可外保育施設に加え、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業が対象です。

幼稚園の利用に加えて

預かり保育

保育の必要性の認定を受けている場合、幼稚園の利用料に加え、利用日数に応じて、月額11,300円まで無償(基準日以降に、3歳になり入園した場合は、市民税非課税世帯に限る)



手続きは必要なの？

区分	無償化の手続き	その他
幼稚園	必要ありません ※預かり保育は、保育の必要性の認定手続きが必要です。	●副食費(給食費) 生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯などは、無料となります。手続きの必要はありません
保育園 認定こども園	必要ありません	●副食費(給食費) 3歳以上の場合、新たに副食費がかかりますが、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税の所得割課税額が80,800円未満の世帯などは、無料となります 3歳未満の場合、これまで通り保育料に含まれるので、副食費の負担はありません
認可外保育施設など	保育の必要性の認定手続きが必要です	保育料の月額上限(42,000円または37,000円)の範囲内で、❖のサービスを無料で利用することができます 保育料は、各施設に一旦支払い、領収書を添えて市教委子ども課保育幼稚園係に申請すると、後日、申請者の口座に振り込まれます(年4回)